

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各政令指定都市消防長

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平成 20 年 10 月 10 日付け消防危第 359 号により、平成 20 年 11 月 1 日から 30 日までの期間に実施をお願いした移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果について、別添 1 及び別添 2 のとおりまとめましたので送付します。

これによると、移動タンク貯蔵所等における基準不適合車両の割合は 18.98%（前年 18.66%）と最近の 5 年間からみた基準不適合車両の割合は横ばいの状況ですが、前年と比べ 0.32 ポイントの増加となり、依然高い水準に位置しています。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている電気設備、設置導線の不良等は 653 件（同 729 件）と減少したものの、定期点検に係る義務違反は 1,762 件（同 1,674 件）、また完成検査済証等備付け義務違反は 730 件（同 658 件）と増加しており、憂慮される状況です。

従前から移動タンク貯蔵所に対する指導については、「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」（昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 120 号）により御尽力いただいているところですが、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」に重点を置いた指導をするとともに、昨年移動タンク貯蔵所による移送時に、社会的影響の大きい事故が発生していることから、特に移送中における危険物の保安の確保について細心の注意を払うよう注意喚起をお願いします。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

また、この結果については、別添 3 のとおり（社）全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び日本危険物物流団体連絡会にも通知し、注意喚起をしていますので参考として添付します。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物第二係
担 当	仲田、齋島
電 話	03-5253-7524（直通）
F A X	03-5253-7534

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故防止のため、移送については下記1、運搬については下記2に掲げる事項に留意し、安全の確保を図る。特に、今回の立入検査の結果を踏まえ、移動タンク貯蔵所に係る事故の発生を防止するとともに、事故が発生した場合においても被害の拡大を防止するため、下記3に掲げる事項を重点項目として、安全確保の徹底を図る。

記

1 移動タンク貯蔵所を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 移動タンク貯蔵所の設備及び維持管理に関する事項
 - ア 必要な消火設備（消火器は2個以上）の設置と維持管理
 - イ 貯蔵する危険物に係る表示及び標識の適正な掲示と維持管理
 - ウ 配管、弁等の適正な維持管理
 - エ 移動タンク貯蔵所の常置場所の位置確認
- (2) 貯蔵、取扱い及び移送に関する事項
 - ア 危険物取扱者の乗車及び移送前の危険物取扱者免状携帯の確認
 - イ 乗車する危険物取扱者の危険物取扱者免状の交付年月日又は保安講習の受講確認及び危険物取扱者の計画的な保安講習の受講
 - ウ 移送前の点検及び移送に際しての保安措置の励行等移送の基準遵守の徹底

2 危険物の運搬車両を所有、管理する関係者に対する留意事項

- (1) 指定数量以上の危険物を運搬する車両の標識及び消火設備の設置並びにその点検等維持管理の徹底
- (2) 運搬前における、容器の蓋の閉め忘れ防止及び容器の固定等法令に定められた積載方法確認の徹底
- (3) 必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底

3 重点項目

- (1) 閉鎖不良が重大な事故につながるおそれのあるマンホールのふた及び底弁の閉鎖の徹底
- (2) 電気設備又は接地導線の不良の発生（断線等）を防止するため維持管理の徹底
- (3) 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付けの徹底

移動タンク貯蔵所の立入検査結果

1 総括表

実施場所	実施消防機関数	実施場所数	移動タンク貯蔵所								危険物運搬車両		警察機関との協力状況
			実施車両数 うち他行政庁	不適合車両数 (a) うち他行政庁	無許可車両数 (b) うち他行政庁	不適合等車両数 (a+b) うち他行政庁	実施車両数	不適合車両数					
道路上	640	907	2,745	1,659	656	366	9	2	665	368	472	92	有 888 無 19
常置場所	419	5,163	13,008	88	2,344	11	26	1	2,370	12			
危険物の積卸し場所	72	222	1,001	259	103	28	0	0	103	28	96	15	
その他	266	897	7,839	71	1,600	9	7	0	1,607	9	488	16	
合計	※ 764	7,189	24,593	2,077	4,703	414	42	3	4,745	417	1,056	123	

(注) (1) 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。

実施場所「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積卸し場所以外の場所をいう。

(2) 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。

(3) 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。

(4) 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数又は無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数で内数である。

(5) ※の「実施消防機関数」の合計は、延べ数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合計		
	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合車両数	不適合率(%)	実施車両数	不適合等車両数	不適合率(%)
平成16年度	24,723	4,922	19.91	943	136	14.42	25,666	5,058	19.71
平成17年度	24,923	4,954	19.88	908	141	15.53	25,831	5,095	19.72
平成18年度	24,167	4,752	19.66	975	149	15.28	25,142	4,901	19.49
平成19年度	24,083	4,528	18.80	869	127	14.61	24,952	4,655	18.66
平成20年度	24,593	4,745	19.29	1,056	123	11.65	25,649	4,868	18.98

(注) 「不適合等車両数」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

	項	目	不適合車両数		増減数	
			20年度	19年度		
移動タンク貯蔵所	貯蔵、取扱の基準不適合 (法10条3項)	許可品目以外の貯蔵(令24条1号)	37	30	7	
		貯蔵、取扱いの不備による流出等(令24条8号、令26条1項7号)	53	31	22	
		マンホールのふた不適合	10	5	5	
		完成検査済証等備付け義務違反(令26条1項9号)	730	658	72	
		その他の貯蔵、取扱の基準違反(令24条~27条(上記の各項号を除く))	269	219	50	
		小計	1,089	938	151	
	設備等の基準維持義務違反 (法12条1項)	常置場所に係る基準不適合(令15条1項1号)		143	94	49
			塗料の剥離発錆	244	256	-12
		タンク本体に係る基準不適合 (令15条1項2号、3号、7号、8号)	変形、破損	27	46	-19
			流出有	0	0	0
			その他	77	59	18
		附属装置に係る基準不適合 (令15条1項4号(防波板を除く。)、5号、6号)	変形、破損	34	50	-16
			機能不良	94	86	8
			その他	83	116	-33
		配管、弁等に係る基準不適合 (令15条1項9~12号)	変形、破損	40	50	-10
			流出有	3	3	0
			機能不良	148	156	-8
			その他	141	128	13
	電気設備、接地導線の不良等(令15条1項13号、14号)	表示、標識の未掲示等 (令15条1項17号)	未掲示、不足	70	60	10
			その他	525	537	-12
消火器の未設置等 (令20条)		未設置、不足	79	80	-1	
		その他	593	623	-30	
その他の設備等の基準不適合(令15条1項(上記各号を除く))			529	463	66	
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条2項)		IMDGコード不適合	1	10	-9	
		0	0	0		
	給油タンク車の特例基準不適合(令15条3項)		2	0	2	
	アルミ等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(令15条4項)		0	0	0	
	小計	3,483	3,543	-60		
移送の基準不適合 (法16条の2)	危険物取扱者無乗車(法16条の2・1項)		13	9	4	
	運転要員不足(令30条の2・2号)		1	1	0	
	危険物取扱者免状不携帯(法16条の2・3項)		63	45	18	
	その他の移送基準に係る不適合(令30条の2・1号及び3~5号)		18	26	-8	
	小計	95	81	14		
定期点検に係る義務違反(法14条の3の2)		1,762	1,674	88		
	漏れの点検未実施	829	694	135		
	危険物取扱者の保安講習義務違反(法13条の23)	672	622	50		
	合計	7,101	6,858	243		
危険物運搬車両	運搬容器の技術上の基準不適合(令28条)	積載方法基準不適合(令29条)	9	6	3	
		収納、表示不適合(令29条1号、2号)	16	7	9	
		漏れ有	1	0	1	
		積載不適合(令29条3号、4号、7号)	33	30	3	
		被覆不適合(令29条5号)	1	0	1	
	混載不適合(令29条6号)	1	1	0		
		小計	51	38	13	
	運搬方法基準不適合(令30条)	標識(令30条1項2号)	未掲示、不足	12	10	2
			その他	20	16	4
		消火器(令30条1項4号)	未設置、不足	28	30	-2
			その他	35	39	-4
	その他	21	20	1		
	小計	116	115	1		
その他	運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良	2	3	-1		
	合計	178	162	16		

第 1 検査結果に基づく不適合項目

1 違反の多い項目 *1

(1) 移動タンク貯蔵所関係		*2
ア	定期点検に係る義務違反	1,762 件 (7.2%)
	（うち、漏れの点検未実施	829 件 (3.4%)
イ	完成検査済証等の備付け義務違反	730 件 (3.0%)
ウ	消火器の未設置等	672 件 (2.7%)
	（うち、消火器の未設置、不足	79 件 (0.3%)
エ	危険物取扱者の保安講習義務違反	672 件 (2.7%)
オ	電気設備、接地導線の不良等	653 件 (2.7%)
(2) 危険物運搬車両関係		
ア	消火器の未設置等	63 件 (6.0%)
	（うち、消火器の未設置、不足	28 件 (2.7%)
イ	積載方法不適合	33 件 (3.1%)
ウ	標識の未掲示、不足等	32 件 (3.0%)
	（うち、標識の未掲示、不足	12 件 (1.1%)

2 上記 1 以外の主な違反項目

(1) 移動タンク貯蔵所関係		
ア	表示、標識の未掲示等	595 件 (2.4%)
	（うち、表示、標識の未掲示、不足	70 件 (0.3%)
イ	タンク本体に係る基準不適合	348 件 (1.4%)
	（うち、塗料の剥離発錆	244 件 (1.0%)
	変形、破損	27 件 (0.1%)
ウ	配管、弁等に係る基準不適合	329 件 (1.3%)
	（うち、機能不良	148 件 (0.6%)
	変形、破損	40 件 (0.2%)
エ	附属装置に係る基準不適合	211 件 (0.9%)
	（うち、機能不良	94 件 (0.4%)
	変形、破損	34 件 (0.1%)
オ	常置場所に係る基準不適合	143 件 (0.6%)
(2) 危険物運搬車両関係		
ア	収納、表示不適合	16 件 (1.5%)
イ	運搬容器の技術上の基準不適合	9 件 (0.9%)

第2 イエローカードの携行状況 *3

1 移動タンク貯蔵所	携行率 94.0% (299台/318台)
2 危険物運搬車両	携行率 80.0% (44台/55台)

*1 違反の多い項目は最近の5年間変わっていない。

*2 ()内の割合は、立入検査実施車両数に対する割合を示す。

*3 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。

消防危第19号
平成21年2月5日

(社)全日本トラック協会会長 }
日本貨物運送協同組合連合会会長 } 殿
日本危険物物流団体連絡会会長 }

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果等について

平成20年11月1日から30日までの期間に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添1及び別添2のとおりとりまとめました。

これによると、移動タンク貯蔵所等における基準不適合車両の割合は18.98%（前年18.66%）と最近の5年間からみた基準不適合車両の割合は横ばいの状況ですが、前年と比べ0.32ポイントの増加となり、依然高い水準に位置しています。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている電気設備、設置導線の不良等は653件（同729件）と減少したものの、定期点検に係る義務違反は1,762件（同1,674件）、また完成検査済証等備付け義務違反は730件（同658件）と増加しており、憂慮される状況です。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、昨年移動タンク貯蔵所による移送時に、社会的影響の大きい事故が発生していることから、特に移送中における危険物の保安の確保について周知徹底してくださるようお願いいたします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物第二係
担当	仲田、齋島
電話	03-5253-7524（直通）
F A X	03-5253-7534

(別添1、2及び別記は同様のため省略)